## 愛知県私立高等学校通信制課程に関する認可審査基準細則

[令和6年4月1日制定]

この細則は、愛知県私立高等学校通信制課程に関する設置認可審査基準(以下「通信制審査基準」という。)による審査に関し、必要な事項を定める。

- 1 通信制審查基準第2条関係(基本方針)
  - (1) 設置を抑制する原則の例外として取り扱うことができるものは、当分の間、次の要件を満たす実施校の設置とする。
    - ア 設置することにつき、強い社会的要請があること。
    - イ 原則として、県内における既設の高等学校の生徒募集計画に影響を及ぼさないこと。
  - (2) 狭域の通信制課程の広域の通信制課程への変更を抑制する原則の例外として取り扱うことができるものは、当分の間、設置又は変更後の収容定員を確保できる見通しがある場合に限る。

また、設置又は変更について、愛知県私学協会及び愛知県教育委員会の意見を聴取 するものとする。

なお、実生徒数に応じた適正な収容定員を設定し、可能な限り両者の乖離を生じさせないよう努めること。

2 通信制審査基準第3条関係(名称)

本条に列挙するもののほか、実施校の名称は、過去に付された高等学校等の名称と紛らわしくないものであること。

- 3 通信制審査基準第4条関係(規模)
  - (1) 定員については、学校経営等の観点も留意した生徒数であり、かつ、当該生徒数を確保する確実な見通しがあること。
  - (2) 収容定員は入学定員の倍数とし、学則の定員には、学科及び課程ごとに入学定員及び収容定員を記載すること。
- 4 通信制審查基準第7条関係(立地条件等)

審査基準別記の2(1)に規定する法令等において、高等学校から一定の距離内には当該法令等に定める施設を設置することを制限する規定がある場合(風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律第28条、旅館業法第3条等)には、当該法令等の規定の趣旨を尊重して、既設の当該施設から当該一定の距離内には、原則として実施校の設置を認めないものであること。

- 5 通信制審査基準第9条関係 (施設及び設備の所有)
  - (1) 校地は、原則として、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていること。
  - (2) 第1号の「確実に使用できる保証のある校地の借用である場合」とは、賃借権又は 地上権の設定登記がなされていることをいう。ただし、登記をすることができない特 別な事由がある場合には、公正証書をもってこれに代えることができる。
- 6 通信制審査基準第10条関係(施設及び設備等の整備)
  - (1) 校舎等の建物は、申請時において、建築基準法の規定による手続及び工事請負契約 の締結がなされており、かつ、開設時期までの諸手続期間を考慮した適切な工事計画 が作成されていること。
  - (2) 校具等の設備は、申請時において適切な納期の設定された物品購入契約が締結されていること。

## 7 通信制審查基準第14条関係(設置経費)

- (1) 設置経費の財源に国又は地方公共団体の寄付又は補助によるものが予定されている場合は、確実と見込まれる当該寄付又は補助の金額に限り、既に収納されている寄付金とみなして差し支えないこと。
- (2) 設置経費の財源に充てる寄付金については、次に掲げる書類等により、その真実性を確かめ得るもののみを算入すること。
  - ア 寄付者が地方公共団体の場合には、当該地方公共団体の長の寄付申込書及び議会 の議決書等
  - イ 寄付者が株式会社等の法人である場合には、寄付申込書及び役員会の決議録その 他の法人の意思決定を明らかにする資料等
  - ウ 寄付者が個人である場合には、寄付申込書
- (3) 入学を条件とする寄付金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄付金、寄付者が借入金により調達した寄付金、寄付能力のない者の寄付金等の設置経費の財源として適当と認められない寄付金は、設置経費の財源に算入しないこと。
- (4) 設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等を含まないよう留意すること。

## 8 通信制審査基準第15条関係(経常経費)

申請時において収納していなければならない開設年度の経常経費の2分の1に相当する程度の額の寄付金については、7の(2)及び(3)を準用すること。

9 通信制審査基準第16条関係(負債率等)

設置者の総資産額のうち、土地については、その取得後相当の年数が経過して時価と の間に著しい差異が生じた場合に限り、例外的に不動産鑑定士等の評価によりこれを算 定することができるものであること。

- 10 通信制審査基準第17条関係(既設校等の要件)
  - (1) 既設校の校地及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該認可等の時の取扱いに適合すること。
  - (2) 総定員等を著しく超過するとは、各既設校等の在籍生徒数等が原則としてその総定員等の1.2倍以上であることをいうものとする。
  - (3) 既設校等の管理運営の状況については、次の事項に留意すること。
    - ア 管理運営に当たっての法令及び寄附行為の遵守状況並びに法令等に基づく登記、 届出、報告等の履行状況
    - イ 借入金の償還状況及び公租公課等の納付状況
- 11 通信制審査基準第18条関係(設置認可申請書の提出期限等)
  - (1) 第1項の規定により設置認可申請書を提出した申請者は、特段の指示がなされた場合を除き、認可申請中であることを明示して生徒募集等の手続を開始することができること。
  - (2) 第3項の設置計画書承認後は、特段の指示がなされた場合を除き、認可手続中であることを明示して広報活動を開始することができること。

なお、広報活動において、教育内容等に関して誤認のおそれのある表示を行っては ならないこと。

## 附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、同日以後の認可の申請から適用する。